

福島県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について

H30.3.29
土木部建設産業室

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、福島県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定しました。

1. 県計画策定の背景

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、国及び都道府県に対して、特別に手厚い対応が求められています。

こうしたことから、平成28年12月に成立し平成29年3月に施行された、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(県計画)を策定したものです。

2. 県計画の概要

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、平成28年度には県内で12名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - (2)安全及び健康に配慮した工期の設定
 - ・処遇改善のため週休二日の推進に取り組む。
 - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
 - ・福島県元請・下請関係適正化指導要綱や建設業法令遵守講習会等により、適正な契約締結に関する法令遵守の徹底を図る。
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1)建設業者間の連携の促進

(2)一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握し、労働基準監督署への情報提供を行う。

(3)特別加入制度への加入促進等

- ・講習会等での周知・指導により、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を図る。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1)建設業者等による自主的な取組の促進

(2)工法や資機材等の開発普及の促進

- ・生産性向上にも配慮したi-Constructionを推進する。

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1)安全衛生教育の促進

(2)安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1)社会保険の加入の徹底

- ・法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出や施工体制台帳への法定福利費記載などの対策に取り組む。

(2)建設キャリアアップシステムの活用推進

(3)「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定や週休二日の推進等による休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 労働安全衛生法令の遵守徹底及び災害の防止対策の充実強化

- ・四半期毎に労働災害発生状況を把握・分析し、情報共有を行う。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

3. 県計画の推進体制

- ・ふくしま建設業振興プランに基づき設置した福島県建設業産学官連携協議会を活用して、関係者間の連携と協力体制を強化する。

4. 施策の推進状況の点検と計画の見直し